新規保証にかかる確認書

兵庫県信用保証協会 御中

金融機関本・支店名

		代表者名	囙		
申込人	にかかる保証は	込については、貴協会を初めて利用することとなります。	上が 以下の		
		、問題がないことを確認しておりますので、その旨報告V			
これり、尹未乃					
	実地調査日 実地調査日		幾関担当者_		
年	月 日 時 分~ 時	分			
	本人(代表者)確認	□できた			
本人 (代表者) 確認	確認資料 ※原本確認のこと。	□運転免許証 □マイナンバーカード □パスポート			
	写し徴求	□健康保険証 □その他 ()□できた □できなかった ※できた場合は、協会に提	出しださい		
		ででは、	Ш / /се / .		
		除証の保険者番号、被保険者等記号・番号」の記載があ	る場合は、		
	マスキングしてください。写しか	ば出来できない場合でも、これらの番号は記載しないです。	ください。		
	確認資料の番号等				
事業所確認資料	74-27 /77 /01	賃借の場合□賃貸借契約書 □その他()			
	確認資料 ※原本確認のこと。	自己所有の場合…□不動産登記簿謄本 □権利証等 □その他() ※確認資料の写しは、協会に提出ください。			
	□その他() ※確認資料の写しは、協会に提出ください ※写しを徴求できない場合は、原本を確認の上、契約日・取得日、概要を記載してください。				
	契約日(賃借の場合)、	年 月 日	0		
	取得日(自己所有の場合)				
	確認資料の概要(賃借人、賃貸人、 所有者、所在地、その他特記事項)				
		するチェック項目	チェック欄		
申込人(代表者)について、不自然な点はなく、反社会的勢力に該当する疑いはない。					
申込人(代表者)について、不自然な点はなく、反社会的勢力に該当する疑いはない。 事業所について、不自然な点はなく、実際に事業が行われている。 事業用設備、在庫等について、不自然な点はない。					
事業用設備、在庫等について、不自然な点はない。					
伝票、契約書等が確認でき、不自然な点はない。 [
on the steet		書類に関するチェック項目	チェック欄		
		なる書類)について、提出可能なものは、信用保証委			
託申込書に添付している。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					
書類 備考 ①本人(代表者)確認資料の写し 徴求できない場合は、上部記載欄に番号、概要等を記					
②事業所確	認資料の写し	載してください。			
③決算書 ((確定申告書) の写し	直近2期分が必要です。			
④許可証等		(製水が必要な業種を営む場合に必要です(裏面参照)。			
	ぶ要としない建設業者に係る確認書 新規保証以外でも必要	建設業許可を未取得の建設業者の場合に必要です。			
	朝风保証以外でも必要 金融機関における事業内容の把握状	:況 ※該当するものがあればチェック(複数可)	チェック欄		
		割引、当座貸越、当座預金取引のいずれか)がある、	/ エック 作用		
		たため、事業内容を十分に把握している。			
②当行(当局	車、当組合) に事業用口座があり、	概ね直近 1 年間の資金の流れを確認できており、事	П		
	十分に把握している。				
③申込人が 【記入欄】	事業を行っていることを確認した下	記の事実があり、事業内容を十分に把握できている。	☑		
	ご記入ください。 (例)当店営業エリア内に	店舗があり、以前より訪問して営業状態を日常的に確認している			

【参考】許可証等(写し)の徴求が必要な業種一覧

			1
許認可業種	種類	関係法令	有効期間
食料品製造業	許可		5年以上
食料品販売業	許可	食品衛生法(55条)	5年以上
飲食店 建設業	許可	食品衛生法(55条) 建設業法(3条)	5年以上 5年
一般旅客自動車運送事業(一般貸切旅客自動			_
車運送事業を除く。)	許可	道路運送法(4条)	_
一般旅客自動車運送事業(一般貸切旅客自動 車運送事業に限る。)	許可	道路運送法(4条、8条)	5年
特定旅客自動車運送事業	許可	道路運送法(43条)	_
			2年又は5年
自家用有償旅客運送事業	登録	道路運送法(79条)	(更新時2年、3年又は5年)
一般貨物自動車運送事業	許可	貨物自動車運送事業法(3条)	_
特定貨物自動車運送事業	許可	貨物自動車運送事業法(35条)	_
旅館業	許可	旅館業法(3条)	
古物営業	許可	古物営業法(3条) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	
薬局	許可	位条的(4条)	6年
医薬品(体外診断用医薬品を除く。)・	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	5年又は6年
医薬部外品・化粧品製造販売業 医薬品(体外診断用医薬品を除く。)・		(12条)	, , , , ,
医薬部外品・化粧品製造業(製造工程のうち保管のみを行う場合を除く。)	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (13条)	5年又は6年
医薬品(体外診断用医薬品を除く。) 医薬部外品・化粧品製造業(製造工程のうち保	登録	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	5年
管のみを行う場合に限る。)		13条の2の2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	·
医療機器・体外診断用医薬品製造販売業	許可	(23条の2)	5年
医療機器・体外診断用医薬品製造業	登録	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (23条の2の3)	5年
再生医療等製品製造販売業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	5年
		(23条の20) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	
再生医療等製品製造業	許可	(23条の22)	5年
医薬品販売業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (24条)	6年
高度管理医療機器・特定保守管理医療機器販		医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	2.57
売業	許可	(39条)	6年
高度管理医療機器·特定保守管理医療機器賃 貸業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (39条)	6年
医療機器修理業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	5年
ESTATION IN IN TEACH		(40条の2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	·
再生医療等製品販売業	許可	(40条の5)	6年
一般廃棄物処理業	許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(7条)	2年
産業廃棄物処理業	許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(14条)	5年(更新時5年又は7年)
産業廃棄物収集・運搬業	許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	5年
特別管理産業廃棄物処理業	許可	廃棄物の処理及び情掃に関する法律(14条の4) 職業安定法(30条)	5年(更新時5年又は7年) 3年(更新時5年)
有料職業紹介事業 病院,診療所,助産所	許可	職業安定法(30条) 医療法(7条)	○午 (史利 呼5年) -
宅地建物取引業	免許	宅地建物取引業法(3条)	5年
酒類製造業	免許	酒税法(7条)	-
酒母・もろみ製造業	免許	酒税法(8条)	-
酒類販売業	免許	酒税法(9条)	-
第1種高圧ガス製造業	許可	高圧ガス保安法(5条)	_
液化石油ガス販売業	登録	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(3条) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する	_
労働者派遣事業	許可	法律(5条)	3年(更新時5年)
家畜商	免許	家畜商法(3条)	_
净化槽清掃業		浄化槽法(35条)	不定(概ね2年)
興行場		興行場法(2条)	_
沿場業	許可	公衆浴場法(2条) 測量法(55条)	5年
測量業 砂利採取業	登録	例重法(55条) 砂利採取法(3条)	5年
採石業	登録	採石法(32条)	-
建築士事務所	登録	建築士法(23条)	5年
電気工事業	登録	電気工事業の業務の適正化に関する法律(3条)	5年
自動車特定整備事業	認証	道路運送車両法(78条)	-
揮発油販売業	登録	揮発油等の品質の確保等に関する法律(3条)	-
揮発油特定加工業	登録	揮発油等の品質の確保等に関する法律(12条の2)	-
軽油特定加工業 住宅宿泊事業	登録届出	揮発油等の品質の確保等に関する法律(12条の9) 住宅宿泊事業法(3条)	-
接待飲食等営業	許可	住土佰和事業伝(3条) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(3条)	-
遊技場営業	許可	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(3条)	_
警備業	認定	警備業法	5年
自動車運転代行業	認定	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律	-
包括信用購入あつせん業者 (少額包括信用購入あつせん業者を含む)	登録	割賦販売法(31条)	-
(少額包括信用購入めつせん業者を含む) クレジットカード番号等取扱契約締結			_
事業者	登録	割賦販売法(35条)	
個別信用購入あつせん業者 第一種金融商品取引業	登録	割賦販売法 (35条) 金融商品取引法 (29条)	3年
第一種少額電子募集取扱業	登録	金融商品取引法(29条)	_
第二種金融商品取引業	登録	金融商品取引法(29条)	-
第二種少額電子募集取扱業 投資助言・代理業者、証券投資顧問業者	登録	金融商品取引法 (29条) 金融商品取引法 (29条)	-
投資助言·代理業者、証券投資顧向業者 投資運用業者	登録	金融商品取引法(29条)	-
適格機関投資家等特例業務	届出	金融商品取引法(63条)	-
海外投資家等特例業務 移行期間特例業務	届出届出	金融商品取引法 (63条) 金融商品取引法 (附則3条)	-
移行期间特例業務 国内商品先物取引業者	許可	商品先物取引法(190条)	6年
商品投資顧問業者	許可	商品投資に係る事業の規制に関する法律 (3条)	6年
特定店頭商品デリバティブ取引業者	届出		-
商品先物取引仲介業者 資金移動業(第一種)	登録	商品先物取引法 (240条) 資金決済に関する法律 (37条)	6年
資金移動業 (第二種) 資金移動業 (第二種・第三種)	登録	資金決済に関する法律 (37条) 資金決済に関する法律 (37条)	-
前払式支払手段発行者(自家型発行者)	届出	資金決済に関する法律(5条)	-
前払式支払手段発行者(第三者型発行者)	登録	資金決済に関する法律 (7条)	-
金融商品仲介業者金融サービス仲介業者(ただし、有価証券等	登録	金融商品取引法(66条)	-
仲介業務を行う者に限る)	登録	金融サービス提供法(12条)	_